

1.2 用語の定義

本仕様書に記述する主な用語は以下のとおりである。

なお、以下の定義は、本仕様書で用いるための定義であり、今後、用語の利用方法等に見直しが行われる可能性がある。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
本事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報及び健診・保健指導情報を分析することによって、医療サービスの質の向上、及び国民の健康の保持の推進による国民生活の質の維持・向上を目指す計画全般を指す。後述する第1フェーズ、第2フェーズの両計画を含む。
本システム	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）のサブシステムである取込・定型資料作成等システムのこと。
本システム基盤	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）のサブシステムである取込・定型資料作成等システムを稼働させるために必要なハードウェア・ソフトウェア等で構成する基盤（ソフトウェアを稼働させるための環境）のこと。
本調達	「レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書（案）」にて開発するサブシステム「取込・定型資料作成等システム」の稼働に必要な本システム基盤を本仕様書に基づいて導入する業務
受託者	本調達を受託する者。
レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発を行う業者。
取込・定型資料作成等システム運用・保守業者	平成21年度以降に取込・定型資料作成等システムの運用及び取込・定型資料作成等システム用機器の保守を行う業者。
本システム保守業者	匿名化・提供システム及び取込・定型資料作成等システムのソフトウェア保守を平成21年度以降に実施する業者。
工程管理業者	プロジェクト運営を円滑に進めるために、プロジェクト管理や課題管理を行う業者。
担当職員	当省保険局総務課保険システム高度化推進室に所属する本調達の担当職員。
利用者	本システムを利用して業務運用を行う業務運用委託業者のこと。
取込・定型資料作成等システム用ソフトウェア	本システム基盤上で稼働する、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が開発する取込・定型資料作成等システムのソフトウェアのこと。
レセプト情報	レセプト（「診療報酬明細書」及び「調剤報酬明細書」）のうち、審査支払機関で審査を終えた電子レセプト。なお、返戻・再審査レセプトを含む。
健診・保健指導情報	特定健診・特定保健指導について、保険者が国へ実績報告する電子情報。詳細は、「特定健診・特定保健指導データのファイルイメージ（医療保険者から国への実施結果報告）」（ http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/info03d-10.pdf ）を参照のこと。
健診・保健指導情報（納品用）	特定健診機関及び特定保健指導機関が、保険者に特定健診・特定保健指導の結果報告や費用請求をするための情報。詳細は、「特定健診・特定保健指導データのファイルイメージ